

# 大崎市自殺対策計画

平成31年2月  
宮城県大崎市

## 計画策定にあたって



平成 18 年（2006）に自殺対策基本法が制定後，国を挙げて自殺対策を推進し，自殺者数は年々減少傾向にあります。

しかし，全国の自殺者数は毎年 2 万人を超える水準で，我が国の自殺死亡率は先進 7 か国の中で最も高く，非常事態はいまだ続いている状態です。

そうした中，平成 28 年（2016 年）に自殺対策基本法が改正され，誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する支援を受けられるよう，全ての都道府県及び市町村が自殺対策計画を策定することとされたため，この度「大崎市自殺対策計画」を策定いたしました。

本市におきましては，自殺死亡率が全国及び宮城県平均を上回っていることから，市を挙げて自殺対策を推進し，「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指していくことが必要です。計画の策定にあたり，庁内の事業から「生きることの包括的な支援」に関する事業の棚卸しを行い，精査した事業を最大限に活用しながら，関係団体や関係機関と連携をはかり，自殺対策を推進してまいります。

最後になりましたが，本計画の策定に際し，貴重なご意見，ご提案をいただきました「大崎市自殺対策協議会」委員の皆様方をはじめ，関係されました多くの皆様方に対し，心から感謝と御礼を申し上げます。

平成 31 年 2 月

大崎市長 伊 藤 康 志

## 目 次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 計画の目標	
第2章 大崎市の自殺の現状	3
1 自殺死亡率と自殺者数の年次推移	
2 性・年代別自殺者数と自殺死亡率	
3 職業別の割合	
4 自殺の原因・動機	
5 対策が優先されるべき対象群の把握	
第3章 自殺対策推進の取組	7
1 自殺対策の取組	
2 基本施策	
3 重点施策	
第4章 自殺対策の推進体制	10
1 自殺対策の推進体制	
【資料】	11
○自殺対策関連事業一覧	
○自殺対策基本法	
○大崎市自殺対策協議会設置規則	
○大崎市自殺対策協議会名簿	
○大崎市自殺対策推進本部設置規程	
○計画策定の経緯	

# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1 計画策定の趣旨

自殺対策は平成 18 年（2006 年）に自殺対策基本法が制定されて以降、「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げての自殺対策を推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあります。しかし、自殺者数の全国の累計は毎年 2 万人をこえる水準で、非常事態はいまだ続いている状態です。

そうした中「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、平成 28 年（2016 年）に「自殺対策基本法」が改正され、それに伴い「自殺総合対策大綱」も見直しされ、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「自殺対策計画」を策定し、自殺対策を推進することとされました。

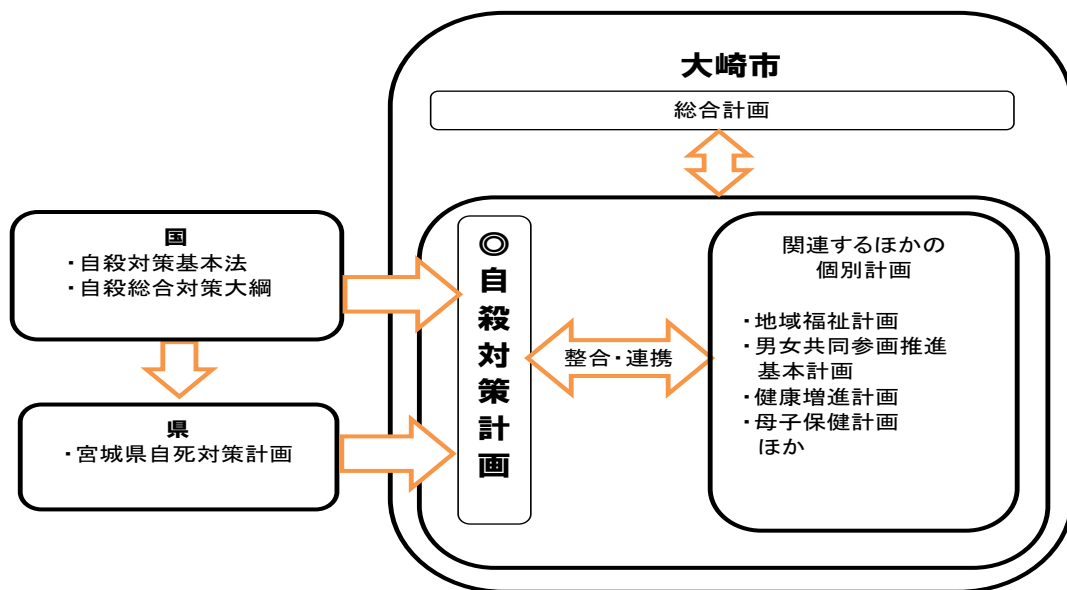
大崎市では、自殺対策基本法に基づき、「生きることの包括的な支援」として自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、「大崎市自殺対策計画」を策定いたしました。

## 2 計画の位置付け

本計画は、平成 28 年（2016 年）に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱及び宮城県自死対策計画の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村対策計画」として策定するものです。

本市では、市の関連する計画（地域福祉計画、男女共同参画推進基本計画、健康増進計画、母子保健計画等）との整合性を図っていきます。

なお、本市では法律名、統計用語や行為等を「自殺」、自殺で亡くなった方の遺族の方に対しては、「自死」と表現するなど状況に応じて丁寧な使い分けをしています。



### 3 計画の期間

計画の期間は、平成 31 年度（2019 年度）から平成 38 年度（2026 年度）までの 8 年間とし、国の動きや自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえながら、必要に応じて見直しを行います。

### 4 計画の目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。国は、平成 29 年（2017 年）7 月に閣議決定した「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、平成 38 年（2026 年）までに自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）を平成 27 年（2015 年）と比べて 30%以上減少させることを、国の進める自殺対策の目標として定めています。

こうした国の方針を踏まえて、本市では平成 38 年（2026 年）までに自殺死亡率を直近の平成 29 年（2017 年）と比べて 30%以上減少（17.86 人以下）させることを目指します。

（単位：人）

	平成 29 年 (2017 年)	平成 34 年 (2022 年)	平成 38 年 (2026 年)
自殺死亡率	25.52	21.27	17.86

※自殺死亡率とは、自殺者数を当該地方公共団体の人口で除し、これを 10 万人当たりの数値に換算したものです。

## 第2章 大崎市の自殺の現状

### 1 自殺死亡率と自殺者数の年次推移

本市の自殺者数は、平成29年（2017年）が34人で、自殺死亡率が25.52人となっております。自殺死亡率は、全国値及び宮城県値を常に上回っている状況です。全国的には減少傾向にありますが、本市においては年ごとの増減があるものの概ね横ばいで、減少には至っていない状況となっております。

#### ◇自殺死亡率

（単位：人）

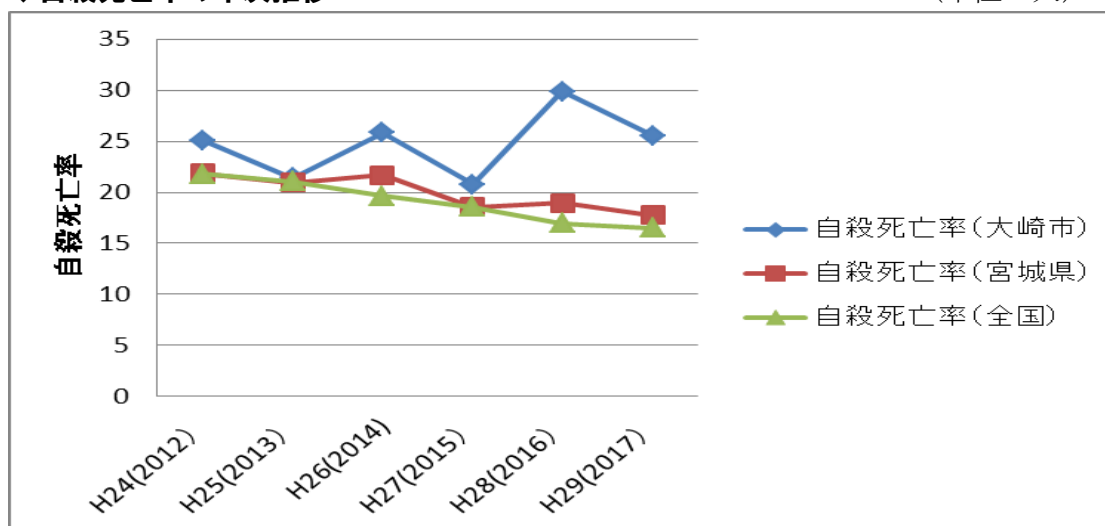
自殺死亡率	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
大崎市 (自殺者数)	25.09 (34)	21.37 (29)	25.81 (35)	20.78 (28)	29.86 (40)	25.52 (34)
宮城県 (自殺者数)	21.84 (503)	20.92 (485)	21.68 (505)	18.56 (432)	18.97 (441)	17.76 (412)
全国 (自殺者数)	21.78 (27,589)	21.06 (27,041)	19.63 (25,218)	18.57 (23,806)	16.95 (21,703)	16.52 (21,127)

※自殺死亡率とは、自殺者数を当該地方公共団体の人口で除し、これを10万人当たりの数値に換算したものです。

（出典 厚生労働省 地域における自殺の基礎資料 自殺日・居住地より）

#### ◇自殺死亡率の年次推移

（単位：人）



（出典 厚生労働省 地域における自殺の基礎資料 自殺日・居住地より）

### 2 性・年代別自殺者数と自殺死亡率

平成24年（2012年）から平成28年（2016年）の合計自殺者数から見ると、自殺者数及び自殺死亡率はほとんどの年齢階級において、男性が女性を圧倒的に上回っており、全国も同様の傾向となっております。

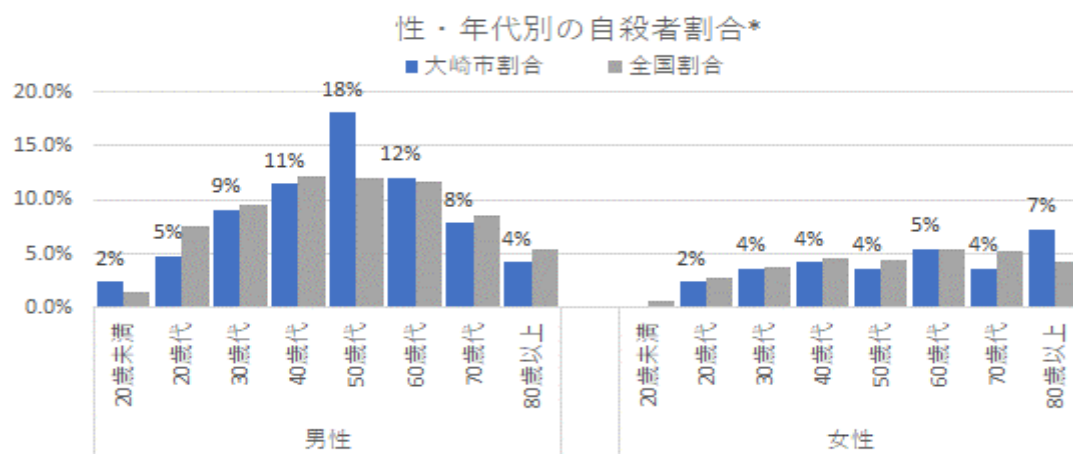
## (1) 男性

自殺者数全体に占める割合は、50歳代が最も高く、次いで60歳代、40歳代となっています。自殺死亡率についても、50歳代が最も高くなっています。全国と概ね同様の傾向にあります。50歳代の自殺者の割合及び自殺死亡率が全国より高い特徴が見られます。

## (2) 女性

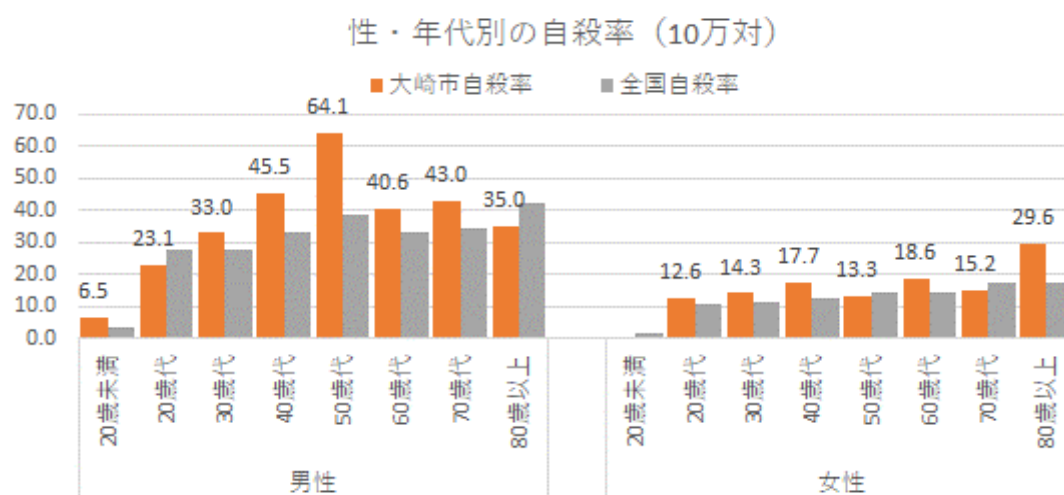
自殺者数全体に占める割合は、80歳以上が最も高く、次いで60歳代となっております。自殺死亡率についても、80歳以上が最も高くなっています。70歳代以下は全国とほぼ同じですが、80歳以上の自殺者の割合及び自殺死亡率が全国より高い特徴が見られます。

### ◇性・年代別の自殺者の割合



※性・年代別の H24 (2012) ~ H28 (2016) 年平均 (出典 自殺総合対策推進センター地域自殺実態プロフィール (2017) より)

### ◇性・年代別の自殺死亡率の割合

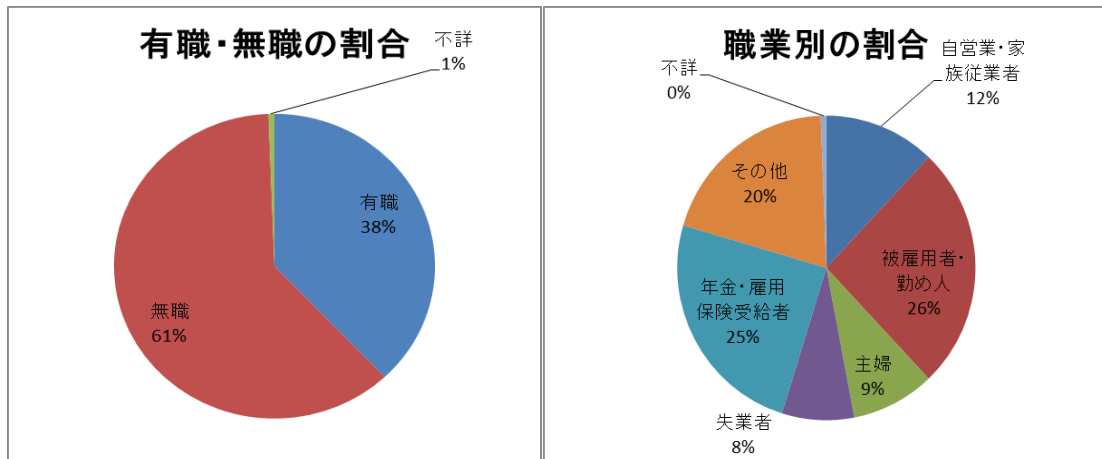


※性・年代別の H24 (2012) ~ H28 (2016) 年平均 (出典 自殺総合対策推進センター地域自殺実態プロフィール (2017) より)

### 3 職業別の割合

平成 24 年（2012 年）から平成 28 年（2016 年）の合計自殺者数から見ると、自殺者の有職・無職の割合は、およそ 6 割が無職者になっており、職業別の割合で見ますと、有職者の被雇用者・勤め人の割合が高く、次いで無職者の年金・雇用保険受給者、無職者のその他となっています。

◇有職・無職・職業別の割合

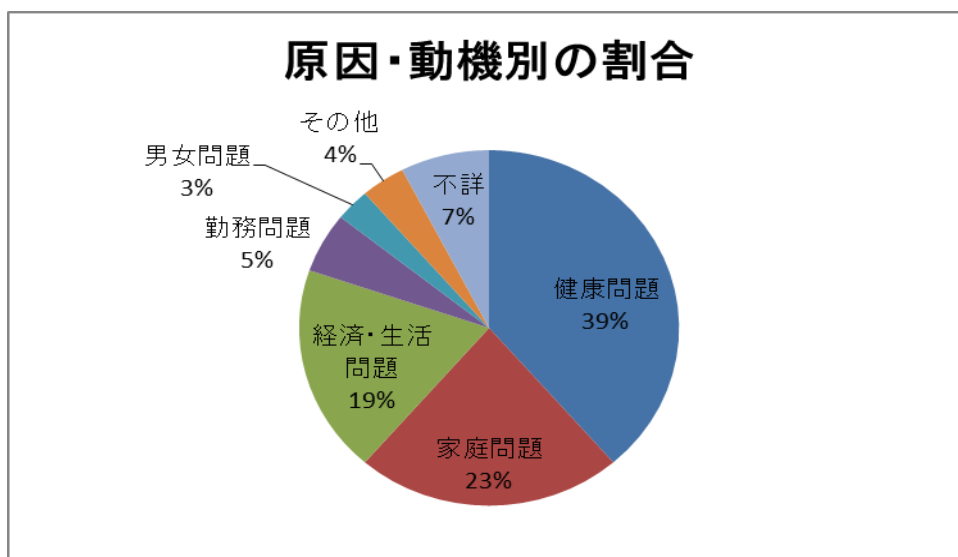


※H24（2012）～H28（2016）合計（出典 厚生労働省 地域における自殺の基礎資料 自殺日・居住地より）

### 4 自殺の原因・動機

平成 24 年（2012 年）から平成 28 年（2016 年）の合計自殺者数から見ると、最も大きな原因は「健康問題」で、次いで「家庭問題」、「経済・生活問題」となっています。

◇原因・動機別の割合



※H24（2012）～H28（2016）合計（出典 厚生労働省 地域における自殺の基礎資料 自殺日・居住地より）



## 5 対策が優先されるべき対象群の把握

自殺総合対策推進センターの、平成 24 年（2012 年）～平成 28 年（2016 年）までの 5 年間の分析において、自殺者数の多い上位 5 区分が主な自殺の特徴として、下記のとおり抽出されました。

本市では、この主な自殺の特徴として、「勤務・経営」、「高齢者」、「生活困窮者」の上位の 3 区分と原因・動機別の割合の高い「健康問題」について支援が優先されるべき対象群として重点的に支援を進めてまいります。

### ◇主な自殺の特徴

上位 5 区分	自殺者数 5 年計	割合	背景にある主な自殺の危機経路 (全国的な傾向)
1 位:男性 40～59 歳有職同居	21	12.7%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2 位:男性 60 歳以上無職同居	19	11.4%	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
3 位:女性 60 歳以上無職同居	18	10.8%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4 位:男性 40～59 歳無職同居	16	9.6%	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
5 位:男性 60 歳以上有職同居	13	7.8%	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺/②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺

※「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013（ライフリンク）より引用したものです。

（出典 自殺総合対策推進センター地域自殺実態プロファイル（2017）より）

## 第3章 自殺対策推進の取組

### 1 自殺対策の取組

これまで本市では、こころの健康に関して不安のある人や精神障がいを持つ人及び家族等を対象に「大崎市こころの健康相談」を実施してまいりました。また、経済的に困窮した人が、困窮状態から早期に脱却することを支援するため、「生活困窮者自立相談支援事業」の実施や、債務問題からの救済と生活再建に向けての支援として、「多重債務無料法律相談」を実施してまいりました。

しかしながら、本市の自殺死亡率は全国や宮城県の数値より高い状況にあるため、自殺死亡率の減少を目標に、基本施策として、全国的に実施することが望ましいとされている5項目を推進するとともに、重点施策として、自殺の原因・動機別の割合の多かった項目と、自殺総合対策推進センターで作成された自殺実態プロファイルから推奨される、本市の地域の特性に応じた項目を推進していきます。

#### 基本施策

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 市民への啓発と周知
- (4) 生きることの包括的な支援
- (5) 子ども・若者への対応

#### 重点施策

- (1) 健康問題への対応
- (2) 勤務・経営への対応
- (3) 高齢者への対応
- (4) 生活困窮者への対応

### 2 基本施策

#### (1) 地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、市民などが有機的に連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

本市では、関係団体、関係機関による「大崎市自殺対策協議会」及び関係課による「大崎市自殺対策推進本部」を設置し、各種相談事業等において、関係機関との連携の強化を図り、様々な悩みや生活上の困難を抱えている人を適切な支援につなぐことができるよう推進していきます。(民生部、教育部)

## **(2)自殺対策を支える人材の育成**

様々な悩みや生活上の困難を抱えている人に対して早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。具体的には、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連領域の方、市民に対して、自殺を考えている人の存在に早期に「気づき」、「声がけ」や「相談につなぐ」ことに誰もが対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ることが求められます。そして、自殺対策を支える人材が増えることで、生き心地の良い社会につながり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。(総務部、市民協働推進部、民生部、教育部)

## **(3)市民への啓発と周知**

自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こり得る」ことですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行う必要があります。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払しょくし、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということの理解を促進できるようにすることを通じて、自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における市民一人ひとりの役割などについての意識が共有されるよう、広報活動などを通じた啓発を推進していきます。(総務部、民生部、教育部)

## **(4)生きることの包括的な支援**

様々な「生きることの阻害要因」が、心身の健康や自己肯定感の向上、信頼できる人間関係の構築等の「生きることの促進要因」を上回ったときに自殺のリスクが高まります。自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らし「生きることの促進要因」を増やす取組の両方を同時に展開していく必要があります。

このため、関係するあらゆる機関や施策を総動員し、生きることの包括的な支援を推進します。(総務部、市民協働推進部、民生部、教育部)

## **(5)子ども・若者への対応**

命の尊さの学習や志教育など、児童生徒に対する心の教育が重要であり、学校教育全体で心を育てることを推進します。

子ども・若者は、その成長過程において多様かつ特有の悩みを抱えます。児童生徒が社会において今後様々な困難や問題に直面した際に、その対処法を身につけることができるよう、SOSの出し方に関する教育を実施することが必要です。

また、教育機関におけるカウンセリング等の取組をはじめ、相談体制の充実や、地域における児童福祉に関わる機関との連携を推進します。(市民協働推進部、教育部)

### 3 重点施策

#### (1)健康問題への対応

心身の健康の保持・増進を図るため、市民の健康づくりに向けた取組を推進します。がん等の身体疾患や、過労により精神疾患を患った末に自殺に至ることが多いとされていることから、自身の不調に気づき、周囲への相談や医療機関の受診等の適切な対応ができるよう、啓発活動や相談体制の構築を図ります。

思春期、青年期、壮年期、老年期、女性においては妊娠など、各ライフステージによって特有の健康課題を有するため、関係機関の連携体制の強化を図り、一人ひとりの抱える問題に応じて適切な対応を推進します。(民生部)

#### (2)勤務、経営への対応

雇用形態の変化や非正規雇用労働者の増加、中小事業所における経営上の問題など、「働くこと」に関する問題は多様化していることから、雇用や労働に関する国や県等の関係機関と連携し自殺対策を推進します。(総務部、産業経済部)

#### (3)高齢者への対応

今後の高齢化の進展を見据え、保健・医療・福祉が連携した地域包括ケア体制の早期構築を促進するとともに、社会参加や地域支え合い体制を強化し、高齢者の心身の健康維持はもとより、孤立防止の促進に取り組みます。

家族介護者の過度な精神的・身体的負担によるストレスは、介護者自身の心身の健康を損なう恐れがあるほか、介護疲れから要介護者等への虐待の要因となることが懸念されます。在宅療養者の増加に伴い、家族介護者の負担増加が見込まれることから、できる限り負担の軽減が図られるよう、相談や家族教室等の体制を整備するとともに、市民への啓発により理解を促進するなど、地域全体で介護家族者を支える仕組みの充実を図ります。(民生部)

#### (4)生活困窮者への対応

自殺に追い込まれる原因として、「経済・生活問題」の割合が高くなっており、自殺に至る危機経路に「生活苦」が多く存在しています。様々な背景を抱える生活困窮者は、自殺リスクが高いことを認識した上で、効果的な生活困窮者等支援対策が、包括的な生きる支援としての「自殺対策」ともなり得ることから、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業等と連動させた対策を推進します。

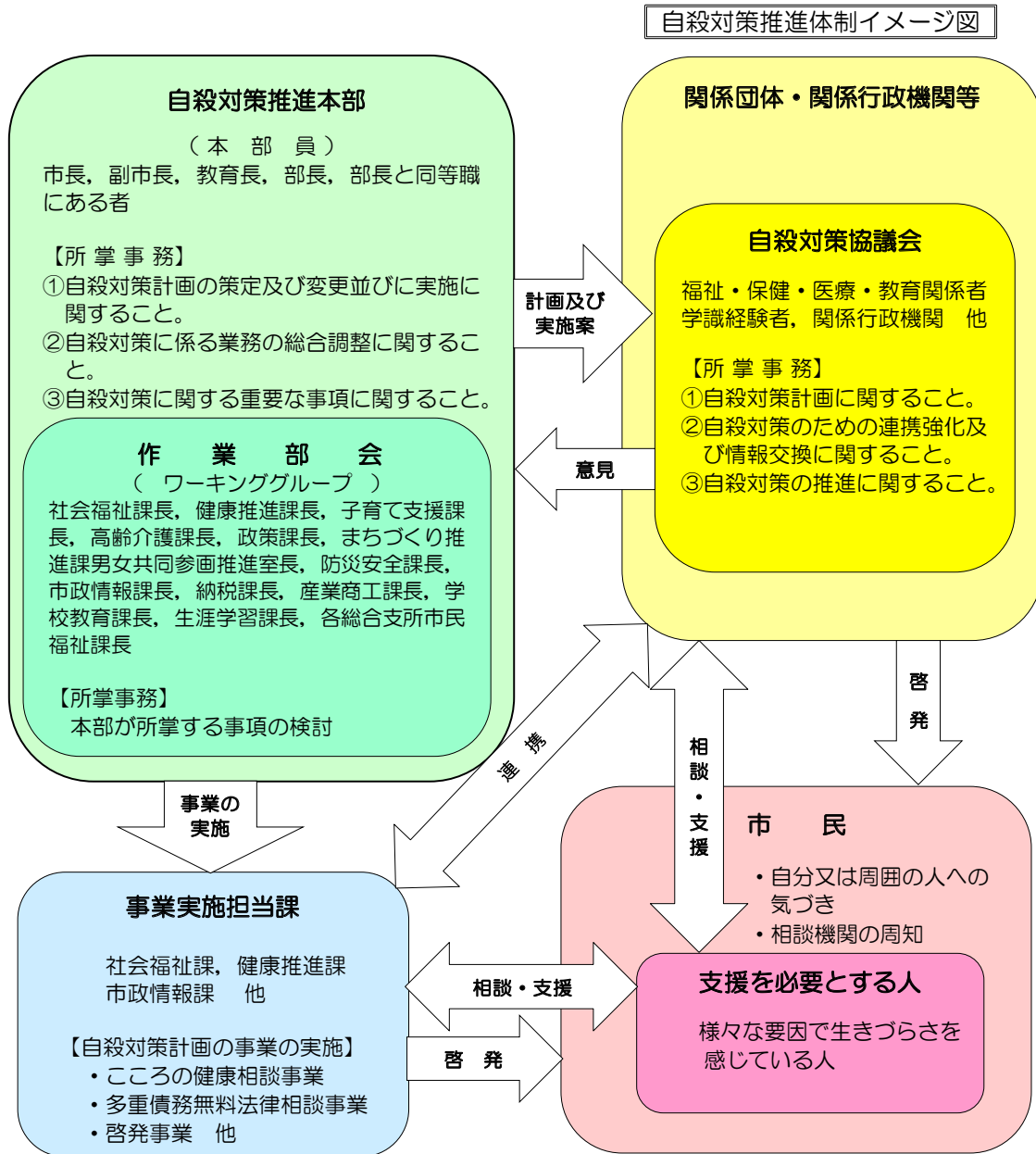
生活困窮者は、その背景に、虐待、依存症、疾患、障害、被災、介護、多重債務、労働等の多様な問題を抱え、社会的に孤立しやすい傾向があることから、相談窓口の設置や関係機関を招集した連携会議の開催、研修会の実施等を通じて、複合的な視点に立った支援に努めます。(総務部、民生部)

## 第4章 自殺対策の推進体制

### 1 自殺対策の推進体制

自殺対策を推進するため、大崎市自殺対策推進本部、大崎市自殺対策推進本部作業部会、大崎市自殺対策推進本部ワーキンググループ会議を設置し、市における総合的な対策を推進していき、取組の評価を行います。

また、関係機関、関係団体等で構成する大崎市自殺対策協議会と、連携を強化し、自殺対策を推進します。



## 【 資 料 】

○自殺対策関連事業一覧	12
○自殺対策基本法	18
○大崎市自殺対策協議会設置規則	22
○大崎市自殺対策協議会名簿	24
○大崎市自殺対策推進本部設置規程	25
○計画策定の経緯	27

○自殺対策関連事業一覧

No.	事業名	取組の内容	担当課
<b>基本施策 (1) 地域におけるネットワークの強化</b>			
1	大崎市自殺対策協議会	関係団体や関係機関などで構成する大崎市自殺対策協議会を開催し、情報共有や事業の連携等推進体制を強化します。	社会福祉課
2	大崎市自殺対策推進本部	作業部会・ワーキンググループ会議を開催し、担当者間の情報共有を行い連携強化を図ります。	社会福祉課
3	生活支援体制整備事業	地域資源の把握や問題解決のため、関係者間の話し合いの場を設け、地域生活を支え合うための仕組みづくりを目指します。	社会福祉課
4	地域学校協働活動推進事業	家庭・地域・学校が連携・協働して子どもを育てる環境づくりを推進し、地域の教育力向上や活性化を図りながら、地域全体で子どもを育てる体制の整備を促進します。	生涯学習課
5	学校支援地域本部事業	地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員や地域の大人が子どもと向き合う時間を増やし、住民の学習成果活用機会の拡充及び地域の教育力の向上を図ります。	生涯学習課
<b>基本施策 (2) 自殺対策を支える人材の育成</b>			
6	消費生活サポーター養成講座	消費生活の基礎知識を習得し消費者問題に関心をもち、消費行動において自ら進んで消費者トラブル、被害未然防止や被害回復に努める地域のサポーターを育成するための講座を開催します。	市政情報課
7	弁護士アドバイザー研修	弁護士による被害救済のための法的アドバイスや事例検討会を実施し、消費生活相談員のレベルアップを図ります。	市政情報課
8	ファイナンシャルプランナーアドバイザー研修	生活苦の不安を抱える相談者の対応をするために、専門家からの事例を交えた研修会を実施し、消費生活相談員のレベルアップを図ります。	市政情報課
9	男女共同参画相談体制の充実	男女共同参画相談室を設置、常時相談員を配置し電話、面接相談を実施します。相談員のスキルアップのため、国・県・団体等の研修へ参加します。	まちづくり推進課
10	自殺対策研修会	様々な悩みを抱えている人に対するの早期の気づき、声かけや相談機関へのつなぎの重要性などの研修会を開催します。	社会福祉課
11	保健推進員育成事業	保健推進員育成の研修会の中で、こころの健康についての啓発や自殺予防の情報提供をすることで意識向上を図ります。また、保健推進員が行う健康づくりの事業を地域で行い、集い語り合うことで心の健康づくりにもつながることを伝えます。	健康推進課 各総合支所 市民福祉課
<b>基本施策 (3) 市民への啓発と周知</b>			
12	広報等による情報発信	毎月全世帯へ配布している広報紙又は市ウェブサイトを活用し、自殺対策に関連する情報を直接住民に提供し、自殺予防の啓発を図ります。	秘書広報課
13	消費生活講座	消費者トラブルに遭わないためにも、自ら消費生活の基礎知識を習得し、賢い消費者として安全・安心で心豊かな消費生活を送れるよう講座を開催します。	市政情報課
14	普及啓発事業	相談窓口の連絡先等を掲載した啓発物を作成し、市の施設や関係機関等に設置の協力を頂きながら、自殺対策に関連する相談機関を周知し自殺予防の啓発を図ります。	社会福祉課



No.	事業名	取組の内容	担当課
15	健康と福祉のつどい	市民全体を対象として、健康づくりの重要性について市民の関心を喚起するとともに、市民の認識を深めることを目的として実施します。	健康推進課
16	精神保健啓発事業（こころの健康講座）	心の健康に関する知識を普及し、自分の状態にあった健康づくりができるように、地区健康教室・出前講座・研修会等で心の健康づくりをテーマとした健康教育を実施します。 健康と福祉のつどいで、ストレスチェック表等を配布します。 また、全地域を対象に、「こころの健康講座」を実施します。	健康推進課 各総合支所 市民福祉課
17	地区健康教室	生活習慣病の予防その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的として実施します。健康教育のテーマは様々であり、あわせて心の健康づくりについて啓発します。	健康推進課 各総合支所 市民福祉課
18	健康増進教室	おおむね70歳以下の市民を対象に、栄養・運動・歯・こころの健康づくりなどをテーマにして実施します。こころの健康づくりをテーマにする際には、パンフレット等の教材を用いて啓発します。	健康推進課 各総合支所 市民福祉課
19	生涯学習出前講座	出前講座のメニューにある消費生活講座や、こころの健康づくりについての講座を、市民等が主催する学習会等に市職員等を講師として派遣し、市民への普及啓発の推進を図ります。	生涯学習課
<b>基本施策（4）生きることの包括的な支援</b>			
20	人権相談	人権相談員が大崎市民を対象に月2回人権相談を実施します。	市政情報課
21	市民相談	市民相談員が、大崎市民を対象とし、平日月曜日～金曜日9時から16時の相談を実施します。 相談は多岐にわたるため、市民相談員が聴き取り、関係機関へつなげます。	市政情報課
22	フェミニストカウンセリングの実施	フェミニストカウンセリングを実施し、女性の問題解決をサポートします。	まちづくり推進課
23	庁内の各種相談窓口の連携強化	市の関係課が共通認識を持ち、情報を共有し常に連携できる体制を備えるためネットワーク会議を開催します。必要に応じてDV被害者に係る関係課と担当者会議を実施し迅速かつ適切な支援を行います。	まちづくり推進課
24	民生委員・児童委員事務	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の活動を行います。相談内容に応じて、関係機関と連携して支援します。	社会福祉課 各総合支所 市民福祉課
25	障害者相談支援事業	障がい者等の福祉に関する様々な問題について、障がい者及びその家族等からの相談に応じ、情報提供、助言、及びその他の障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行います。	社会福祉課 各総合支所 市民福祉課
26	障害者相談員設置事業	障害者相談員は、地域の障がい者本人やその家族等が、経験や知識を生かしながら、障がいに関する様々な相談支援活動を行います。	社会福祉課 各総合支所 市民福祉課
27	障害者コミュニティサロン事業	閉じこもりがちな精神障がい者に対し、安心して過ごせる場所や集いの場を提供することで外出の機会を増やして孤立化を防ぎ、病気の再発防止を図ることで精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加を促進します。	社会福祉課 各総合支所 市民福祉課
28	障害児福祉サービス事業	児童発達支援事業所や放課後等デイサービスにおいて、日常生活における基本的な動作等の療育や生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。また、保育所等訪問支援においては、療育の専門職員が保育所等を訪問し、集団生活に適應することができるよう専門的な支援を行います。	社会福祉課 各総合支所 市民福祉課



No.	事業名	取組の内容	担当課
29	母子自立支援事業	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図ります。	子育て支援課
30	地域子育て支援センター事業	子育てわくわくランドほか各地域に子育て支援センターを設置し、子育てに不安や負担を感じる子育て中の親と、その家族が安心して子育てができるよう育児支援、関連情報の提供を行います。	子育て支援課
31	出産育児ヘルプ 養育支援事業	妊娠中・出産後何らかの事情で日中に家族支援が受けられず、家事や育児が困難な家庭に、ヘルパーを派遣し、育児や家事の支援を行い、養育者の育児不安の軽減と児童の心身の健全な発達を図ります。	子育て支援課
32	家庭児童相談事業	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行います。	子育て支援課 各総合支所 市民福祉課
33	家庭教育講座	家庭における親子のあり方や、家庭教育等について学び、家庭や地域社会に対応できる教育力やコミュニケーションの向上を目指します。親子や同世代の子どもたちとの共有体験を通して情操を養うとともに、他者との望ましいコミュニケーションのあり方の学習を支援します。	生涯学習課
34	各種教室事業	市民を対象として、各種教室を行い、教養やコミュニケーションの向上、生きがいづくりなどを支援します。	公民館
<b>基本施策 (5) 子ども・若者への対応</b>			
35	中高生を対象としたデートDV予防学習会の実施	関係機関と連携し、中学生・高校生を対象にデートDV予防学習会を開催し、良好なコミュニケーションを身につけ、暴力や危険を回避する知識を提供します。	まちづくり推進課
36	スクールガードリーダー事業	児童・生徒の通学の安全確保のため、登下校時の巡回、安全指導や、通学路等の危険個所の安全点検、学校安全の環境整備に関する指導・助言及び、防犯教室などの安全指導行事への参加・助言、地域の学校安全ボランティア等と連携した見守り活動や不審者情報等による巡回の強化など、危険の把握及び改善を図ります。	学校教育課
37	子どもと親の相談員等事業	子どもと親の相談員等を配置し、問題を抱える児童生徒や保護者の相談支援を行い、問題行動等の未然防止を図ります。	学校教育課
38	SOSの出し方に関する教育の推進	各学校の実情に合わせて教材や授業方法を工夫し、各教科の授業等の一環として実施するよう推進します。	学校教育課
39	青少年指導員活動	民間有志やPTAと密接に連携・協力し、青少年非行の早期発見や、青少年指導活動を通じ、非行防止と健全育成を図ります。	生涯学習課
40	青少年相談事業	そうだんダイヤルを開設し、青少年自身の抱える悩みや問題行動、しつけ等に関する青少年や保護者からの相談に応じることで、非行防止と健全育成を図ります。	生涯学習課
41	保育体験事業	鳴子中学校3年生を対象に、妊娠から出産、育児に関する講義と模擬体験等をとおして、生命の尊さや子育てについて学ぶ機会を提供します。 学校と保健師、保育士、栄養士、赤十字奉仕団女性団員が連携している本事業は、「命」や「生きる」を大きなテーマとして展開します。	鳴子総合支所 市民福祉課

No.	事業名	取組の内容	担当課
<b>重点施策 (1) 健康問題への対応</b>			
42	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に対し家庭訪問を実施し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、母性並びに乳児の健康の保持増進と乳児の健全な育成環境の確保を図ります。	健康推進課 各総合支所 市民福祉課
43	3～4か月児健康診査	産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合があります。エジンバラ産後うつ病質問票実施結果や、相談場面を通して異変を感じた場合、その方の状況に応じて、次回の健診場面や電話・訪問等で支援をします。また、必要時医療機関等の関係機関につなげます。	健康推進課 各総合支所 市民福祉課
44	1歳6か月児健康診査	幼児初期の身体発育、精神発達の中で歩行や言語等発達の標識が可能とされる1歳6か月の時点において総合的な健康診査を実施することにより、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害を持った幼児を早期に発見して適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を併せ行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ります。	健康推進課 各総合支所 市民福祉課
45	3歳児健康診査	満3歳を超え満4歳に達しない幼児を対象に、幼児の健康状態の確認を行い、異常の早期発見・治療につなげます。また、養育者の心身の健康状態や正しい生活習慣等、育児に関する相談を行い、見直しをもった子育てができるよう支援します。	健康推進課 各総合支所 市民福祉課
46	養育支援訪問事業	母子保健事業や関係機関からの連絡・通告により把握された養育支援が必要な家庭に対し、養育に必要な指導・助言等を行うことにより、適切な養育が出来る様支援します。	健康推進課 各総合支所 市民福祉課
47	母親の心の健康支援事業 (はーとホッと教室)	育児に不安や困難、疲れを感じている母親を対象としてグループカウンセリングを行い、カウンセリングを通して心の健康につながる気づきができるよう支援します。	健康推進課 各総合支所 市民福祉課
48	こころの健康相談	市民でこころの健康に関して不安のある人や精神障がいを持つ人、及び家族等を対象に、臨床心理士によるこころの健康相談により、相談者等の不安や悩みが軽減し、当事者が問題解決できる力を備えることが出来るよう支援します。相談内容に応じて、関係機関と連携して支援します。	健康推進課 各総合支所 市民福祉課
49	地区健康相談	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とし、地区健康教室実施に合わせて健康相談を実施します。相談内容に応じて、関係機関と連携して継続支援します。	健康推進課 各総合支所 市民福祉課
50	特定保健指導	国民健康保険に加入者の40～74歳の中で、特定保健指導に該当する市民のうち申込者中で、精神面で心配な方がいれば、市の保健師が、必要に応じて継続支援します。	健康推進課 各総合支所 市民福祉課
51	生活習慣相談・健診事後相談	特定健康診査及び健康診査の結果から、要指導と判定された方を対象に生活の振り返りと改善を目的に、個別相談を実施します。その中で精神面の心配な方に対して必要に応じて継続支援します。	健康推進課 各総合支所 市民福祉課
52	訪問指導事業	訪問指導が必要と判断された市民に、訪問を行った際に精神的な問題や自殺に関連する内容であれば、関係機関を紹介したり、継続支援が必要と判断されれば担当保健師が対応していきます。	健康推進課 各総合支所 市民福祉課
53	糖尿病性腎症重症化予防	国民健康保険加入者の40歳～74歳の方のうち、糖尿病性腎症予防が必要な方に対して、重症化予防を目的に個別相談を行います。その中で、精神面で心配な方に対して必要に応じて継続支援します。	健康推進課 各総合支所 市民福祉課
54	重複・多受診者指導	国民健康保険加入者とその家族に対して、医療や保健福祉サービス等の情報提供と健康保持増進のための指導・助言を行い、健康づくりに寄与するとともに、医療費の適正化を図る(重複受診・投薬、頻回受診、多量服薬、その他の指導)適正医療についての指導の中で、精神科治療や服薬の助言等を行い、適切な受診ができるよう支援します。	健康推進課 各総合支所 市民福祉課

No.	事業名	取組の内容	担当課
<b>重点施策 (2) 勤務・経営への対応</b>			
55	メンタルヘルス研修	大崎市職員に対し、メンタルヘルスセミナーを開催し、メンタルヘルスに関する基本的な知識、予防法、セルフケア等の啓発を図ります。	総務課
56	カウンセリング事業	大崎市職員で悩みを抱える職員に対し、臨床心理士による個別面談を実施します。	総務課
57	勤労者福利厚生事業	市が東北労働金庫に融資の原資の一部を預託し、東北労働金庫が生活資金等を融資することにより、勤労者の経済的負担の軽減を図ります。	産業商工課
58	商工業金融対策事業	市内の中小企業者で事業資金を必要とし、融資を受けようとする者に対して、市が融資のあっせん併せて保証料の補給等を行うことにより、中小企業者の経済的負担の軽減を図ります。	産業商工課
59	商工金融震災対策支援事業	東日本大震災で被害を受けた市内の中小企業者に対して、災害融資に係る利子補給金を交付することにより、中小企業者の震災復興に係る経済的負担の軽減を図ります。	産業商工課
60	商工金融災害対策支援事業	利子補給の対象に指定した豪雨災害関連融資を利用した中小企業者に対して、借入日から5年間利子補給を行うことにより、中小企業者の災害復興に係る経済的負担の軽減を図ります。	産業商工課
61	インターンシップモデルづくり・IT人材育成事業	主に育児や介護など諸々の事情で就労意欲があるのに就労できないかたに対して、テレワーク等の「あたらしい働き方」について説明会を実施し、実際にパソコンを使った研修会を開催して、IT人材としての育成を図り、地元企業とのマッチングにより、人手不足のという地元企業の課題解決を図ります。	産業商工課
<b>重点施策 (3) 高齢者への対応</b>			
62	包括的支援事業	市内4か所の地域包括支援センターを、社会福祉法人へ業務委託を行い、より住民に身近な場所で、総合相談や対応、高齢者の権利擁護等を行い、地域の包括的ケアシステムの推進を図ります。	高齢介護課 各総合支所 市民福祉課
63	認知症カフェ	認知症の人とその家族が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活ができるよう、認知症の方とその家族の居場所づくり、相談の場、また地域住民の認知症に対する正しい理解を深めることを目的として認知症地域支援推進員を中心に実施する。	高齢介護課 各総合支所 市民福祉課
64	認知症サポーター養成講座	認知症の人とその家族が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活ができるよう、地域住民の認知症に対する正しい理解を深めることを目的として実施します。小中学校、企業、地域の各地で開催し、認知症サポーターの養成を行います。	高齢介護課 各総合支所 市民福祉課
65	配食サービス事業	ひとり暮らしの高齢者に対し、食事を提供することにより、高齢者の地域における自立した生活の継続を支援します。併せて、訪問時に当該利用者の安否確認を実施し、健康状態に異常等があった場合は、緊急連絡先及び関係機関に連絡します。	高齢介護課 各総合支所 市民福祉課
66	会食サービス事業	おおむね65歳以上の在宅の高齢者を対象とし、地区の集会所等において昼食会・研修等を開催します。	高齢介護課 各総合支所 市民福祉課
67	高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業	高齢者世話付住宅の入居者に対し、生活援助員を派遣して生活指導・相談・安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供し、在宅生活を支援します。	高齢介護課 各総合支所 市民福祉課
68	高齢者等緊急通報システム事業	ひとり暮らしの高齢者等に対し、家庭用緊急通報機器を貸与し、緊急事態に迅速な対応のできる体制を整備することにより、日常生活上の安全確保と精神的な不安の解消を図ります。	高齢介護課 各総合支所 市民福祉課

No.	事業名	取組の内容	担当課
69	高齢者安心見守り事業	緊急時の協力員を3名確保できる人で、ひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急事態に迅速な対応のできる体制を整備することにより、日常生活上の安全確保と精神的な不安の解消を図ります。	高齢介護課 各総合支所 市民福祉課
70	家族介護教室・家族介護者交流事業	高齢者を介護している家族や、ひとり暮らしの高齢者の介護に携わっている家族等に対し、知識や技術の習得、介護についての相談、介護者相互の情報交換・交流を図ります。	高齢介護課 各総合支所 市民福祉課
71	一般介護予防事業	65歳以上のすべての高齢者を対象に、「高齢者の集い」、「介護予防活動支援サポーター養成事業」、「各地域で行う普及啓発事業」、「いきいき百歳体操」、「脳の健康教室」、「高齢者の生きがいと健康づくり事業」などの介護予防事業を行います。	高齢介護課 各総合支所 市民福祉課
72	成年後見制度利用支援事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でないために、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）に関する契約などの法律行為を、自分で行うことが困難な方を保護、支援します。	高齢介護課 各総合支所 市民福祉課
<b>重点施策（4）生活困窮者への対応</b>			
73	多重債務無料法律相談	弁護士による多重債務無料法律相談会を月3回、年間36回を実施し、相談者の債務問題からの救済と生活再建に向けて、関係機関と連携して支援します。	市政情報課
74	被保護者就労支援事業	生活保護受給者並びに相談者に対して、就労支援員が就職活動を支援し、安定した就労に繋ぎ自立を助長します。	社会福祉課
75	生活困窮者自立相談支援事業	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者が、困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的な相談支援を実施することにより、社会的経済的自立の支援を行います。	社会福祉課
76	生活困窮者住居確保給付金	離職又は自営業の廃業により経済的に困窮し、住宅を喪失した者又は住宅を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。	社会福祉課
77	生活保護各種扶助事務	生活保護受給者に対して、日常生活を営む上で必要な扶助費の支給を行います。	社会福祉課
78	生活保護相談	経済的・社会的に困窮している人に対し、相談を行います。相談の内容に応じて、必要な制度や関係機関につなぎ支援します。	社会福祉課 各総合支所 市民福祉課
79	母子生活施設措置経費	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その看護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援します。	子育て支援課



## ○自殺対策基本法

(平成十八年六月二十一日)  
(法律第八十五号)

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

### 附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### （基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

##### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

##### （事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

### 第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない

個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等<sup>かん</sup>に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。



○大崎市自殺対策協議会設置規則

平成30年6月8日  
規則第43号

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、各種団体と連携し、生きることの包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、大崎市自殺対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 自殺対策計画に関すること。
- (2) 自殺対策のための連携強化及び情報交換に関すること。
- (3) 自殺対策の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自殺対策のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 保健、医療関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 商工関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、民生部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(大崎市特別職の職員で非常勤のものの日額報酬に関する規則の一部改正)
- 2 大崎市特別職の職員で非常勤のものの日額報酬に関する規則(平成18年大崎市規則第44号)の一部を次のように改正する。  
別表民生委員推薦会委員の項の次に次のように加える。

自殺対策協議会委員	5,000円
-----------	--------

○大崎市自殺対策協議会委員名簿

(敬称略)

No	所 属 等		氏 名	備 考
1	会長	宮城大学	真覚 健	学識経験者
2	副会長	大崎保健所	大内 みやこ	関係行政機関
3	委員	大崎市民生委員 児童委員協議会	今野 貴一	福祉関係
4	委員	大崎市社会福祉協議会	千崎 奈美	福祉関係
5	委員	大崎市自立相談支援センター ひありんく	佐々木 清美	福祉関係
6	委員	学びの庭	佐藤 靖子	福祉関係
7	委員	大崎市医師会	菅野 庸	保健医療関係
8	委員	宮城県精神保健福祉士協会	姉齒 純子	保健医療関係
9	委員	臨床心理士	鈴木 正貴	保健医療関係
10	委員	大崎市内小中学校長会	中瀬 浩子	教育関係
11	委員	古川商工会議所	田畑 弘子	商工関係
12	委員	仙台弁護士会	佐藤 英拓	学識経験者
13	委員	古川労働基準監督署	長谷川 泰弘	関係行政機関
14	委員	古川公共職業安定所	高橋 純子	関係行政機関
15	委員	古川警察署	三浦 成友	関係行政機関

任期：平成30年7月24日から平成32年3月31日

○大崎市自殺対策推進本部設置規程

平成30年6月8日  
訓令甲第19号

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、生きることの包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、大崎市自殺対策推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策計画の策定及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 自殺対策に係る業務の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、両副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、教育長、総務部長、政策推進監、危機管理監、市民協働推進部長、民生部長、産業経済部長、世界農業遺産推進監、建設部長、教育部長、議会事務局長、理事、会計管理者、水道部長、病院経営管理部長及び各総合支所長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 自殺対策担当副市長である副本部長は、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(作業部会)

第5条 自殺対策の推進について重点的に検討を行うため、本部に作業部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 部会は、本部の会議に付すべき事項についてあらかじめ検討するほか、本部の指示する事項を処理する。
- 3 部会は部会長、副部会長及び部員をもって構成する。
- 4 部会長は、社会福祉課長をもって充て、副部会長は、健康推進課長をもって充てる。
- 5 部員は、市政情報課長、納税課長、防災安全課長、政策課長、まちづくり推進課男女共同参画推進室長、子育て支援課長、高齢介護課長、産業商工課長、学校教育課長、生涯学習課長及び各総合支所市民福祉課長の職にある者をもって充てる。

(ワーキンググループ)

第6条 自殺対策の推進について連携し業務の遂行を行うため、部会にワーキンググループ(以下「ワーキング」という。)を置く。

- 2 ワーキングは、部会の会議に付すべき事項についてあらかじめ検討するほか、部会長の指示する事項を処理する。
- 3 ワーキングの構成員は、市政情報課、納税課、防災安全課、政策課、まちづくり推進課男女共同参画推進室、社会福祉課、子育て支援課、高齢介護課、健康推進課、産業商工課、学校教育課、生涯学習課及び各総合支所市民福祉課の職員をもって充てる。
- 4 ワーキングの運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(会議)

第7条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

3 本部長は、必要があると認めるときは、本部の会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 本部、部会及びワーキングの庶務は、民生部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部及び部会の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年6月8日から施行する。

○計画策定の経緯

開催年月日	会議名・内容等
平成 30 年 7 月 2 日	第 1 回大崎市自殺対策推進本部会議 ・大崎市の自殺対策の推進について
平成 30 年 7 月 24 日	第 1 回大崎市自殺対策協議会 ・大崎市の自殺対策の推進について
平成 30 年 7 月 24 日	第 1 回大崎市自殺対策推進本部作業部会・ワーキンググループ合同会議 ・大崎市の自殺対策の推進について ・関連事業調査の実施について
平成 30 年 7 月 24 日	大崎市自殺対策研修会 ・「市町村自死対策計画策定の背景とポイントについて」 講師 宮城県保健福祉部精神保健福祉センター 技術主査 遠藤 紀寿
平成 30 年 9 月 4 日	第 2 回大崎市自殺対策推進本部ワーキンググループ会議 ・大崎市における自殺の現状について ・自殺対策における取組について
平成 30 年 10 月 9 日	第 3 回大崎市自殺対策推進本部ワーキンググループ会議 ・自殺対策の具体的な取組について ・自殺対策計画の構成について
平成 30 年 10 月 19 日	第 2 回大崎市自殺対策協議会 ・大崎市自殺対策計画（案）について ・関係団体・関係機関との連携について
平成 30 年 10 月 24 日	第 4 回大崎市自殺対策推進本部ワーキンググループ会議 ・大崎市自殺対策計画（案）について ・関係団体・関係機関との連携について
平成 30 年 11 月 2 日	第 3 回大崎市自殺対策協議会 ・大崎市自殺対策計画（案）について ・関係団体・関係機関との連携について
平成 30 年 11 月 15 日	第 2 回大崎市自殺対策推進本部作業部会 ・大崎市自殺対策計画（案）について
平成 30 年 12 月 3 日	第 2 回大崎市自殺対策推進本部会議 ・大崎市自殺対策計画（案）について
平成 30 年 12 月 6 日～ 平成 30 年 12 月 26 日	大崎市自殺対策計画（案）パブリックコメントの実施
平成 31 年 2 月 4 日	第 3 回大崎市自殺対策推進本部会議 ・大崎市自殺対策計画（最終案）について

## 大崎市自殺対策計画

---

---

発行年月：平成31年 2 月

発 行：宮城県大崎市

〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町1番1号

TEL 0229-23-6012

FAX 0229-22-9047

編 集：大崎市民生部社会福祉課

---

---